建設業者各位

住宅瑕疵担保履行法に基づく基準日届出について

新築住宅を引き渡した建設業者（以下「事業者」）に対し、年１回の基準日ごとに、当該基準日前 10 年間の資力確保措置の実施状況について、国土交通大臣又は都道府県知事に届け出ること（以下「基準日届出」）が義務付けられておりますが、令和７年３月 31 日基準日以降、基準日前１年間に引き渡した新築住宅の戸数が０戸である事業者については、住宅瑕疵担保責任保険法人からの「０戸である旨の保険契約締結証明書」の送付が行われないことから、基準日届出を失念されているケースが非常に多くなっております。

つきましては、このことについて改めてお知らせしますので、届出がお済みでない場合は速やかに行ってください。

過去 10 年間に新築住宅を引き渡した実績がある場合

毎年の「基準日届出」が必要です！

・直近１年間の実績がない場合も届出が義務づけられています。
・届出のない場合、新たに新築住宅の請負契約を締結することが禁止されます。
・また、関係法令に基づく罰則・処分の対象となる場合があります。

●本年の基準日届出がお済みでない事業者様は、

速やかに下記提出先へ届出を行ってください。

●届出に必要な情報やＱ＆Ａなどは、国土交通省

「住まいの安心総合支援サイト」に掲載されています。

提出先　日高振興局建設指導課 土木係
057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通５６号　　TEL　0146-22-9291